

大安協発 第8-24号

令和8年5月13日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

「放置ボンベ撲滅」の取組成果(令和7年度)の
集計結果について(情報提供)

平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

保安3法事務連携機構おおさか事務局より、令和7年度「放置ボンベ撲滅」
の取組成果の情報提供を受けましたのでお知らせいたします。

【添付】

令和7年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

(別紙) 令和7年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

以 上

令和8年5月12日

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会 御中

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)

令和7年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

新緑の候、貴協会におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、保安3法事務連携機構おおさかの運営に関しまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内における令和7年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果につきまして、御参考までに別紙のとおりお知らせいたします。内容に御不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

今後とも、保安3法事務連携機構おおさかの運営に御協力の程よろしくお願いいたします。

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)
担当 / 川下・大徳 / 06 - 4393 - 6265
pa0032@city.osaka.lg.jp

令和7年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

保安3法事務連携機構おおさか

令和7年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果は以下のとおり

実施機関 府内23消防本部及び大阪府

集計期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 総括表

(1) 処理したボンベ本数

ボンベ数 合計	45	撤去数	45	所有者へ返却	20
				所有者以外の販売店が回収	12
				容器管理委員会が回収	8
				その他A	5
		管理状況 是正数	0	温度管理	0
		転倒防止		0	
		その他B		0	

※温度管理、転倒防止又はその他が重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがある。

○撤去数における「その他A」には、次の事例がありました。

- ・東北環境事業センターが回収した。
- ・現地確認実施時、すでに容器が回収されていた。
- ・市が管理する分別センターに長期間存置された炭酸ガスボンベについて、市の所管部署が産業廃棄物処理業者へ回収依頼した。

(2) 発見場所数

発見場所数 合計	27	事業所数	18	工場・作業場	8
				飲食店	0
				廃品回収・処分事業所	0
				その他C	10
		空地・道路 ・河川等数	9		

○容器の発見場所の「その他C」には、次の事例がありました。

- ・立入検査を行った事務所内
- ・解体工事現場

- ・市が管理する分別センター
- ・自動車販売店
- ・共同住宅敷地内
- ・漁業協同組合

2 ポンベ別

撤去したボンベの本数をガス種・状態別に集計

	ガス種別 本数	状態別				
		さび	変形	長期間存置	投棄	その他
酸素	3	2	0	0	2	0
炭酸ガス	6	3	0	4	2	0
アセチレン	8	4	0	4	2	0
L Pガス	14	10	0	9	0	0
フルオロカーボン	5	3	0	5	2	0
その他	6	1	0	6	0	0
不明	3	3	0	2	0	0

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

3 覚知・発見場所・対応別

撤去したボンベの本数を覚知・発見場所・対応別に集計

覚知別	発見場所別	対応別				
		所有者へ 返却	所有者以外 の販売店が 回収	容器管理 委員会が 回収	その他	
立入検査	事業所	工場・作業場	7	3	0	0
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業 所	1	0	0	0
		その他	4	0	1	0
その他 職員発見 ・通報等	事業所	工場・作業場	0	2	0	0
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業 所	0	0	0	0
		その他	3	2	4	4
	空地・道路・河川等	5	5	3	1	

4 容器の放置から発見・通報に至るまでの経緯等

- ・倉庫撤去のため、整理していたところ倉庫内より発見した。
- ・掘削工事中、地中よりボンベを発見し、その後消防署へ連絡した。
- ・区役所職員が、市民からの相談により路上に放置されているボンベを確認し、消防署へ通報した。
- ・解体工事中、地中に埋没されたボンベを発見した。
- ・市役所職員より、市が管理する分別センターに置いている炭酸ボンベの処理について相談があった。
- ・空地にL Pガスボンベとフロンと刻印された高圧ガスボンベが放置されている旨を近隣の住民から消防へ通報があった。
- ・解体予定建築物を活用して行う訓練があり、視察のため消防職員が現地確認したところ、敷地内のごみが集約されている場所に放置ボンベを発見した。
- ・市役所に通報があり、不法投棄品がガスボンベ疑いであったため、消防署に連絡があった。

- ・消防職員が管内パトロールを実施中にフロンボンベ及び腐食したボンベを発見した。
- ・消防職員が立入検査を実施し、敷地内に放置されているアセチレンボンベを発見した。
- ・消防職員が山林踏査中に橋の付近で放置されたボンベを発見した。
- ・立入検査で工場の敷地内にL Pガスボンベを発見し、工場関係者に確認したところ、長期間使用せず放置した状態であった。
- ・建物内に長期間使用していないL Pガスボンベがあると、電話にて相談があり、容器所有者に連絡するも既に廃業されていたため、大阪府L P協会に連絡し、後日、工場関係者が持込みにて容器を回収した。
- ・消防職員がパトロール中にL Pガスボンベを水路横の空地にて発見した。
- ・消防職員が立入検査にてL Pガスボンベ及びガス種不明ボンベを漁業協同組合漁港にて発見した。
- ・消防職員が巡回中に山林の空地で酸素及びアセチレンガスボンベを発見し後日、容器所有者が回収した。
- ・住民が河口付近を通行時、液化炭酸ガスボンベを発見し、一度消防署で回収したのち容器所有者に連絡し、後日、容器所有者が回収した。
- ・付近住民が空家内でフルオロカーボンボンベを発見し、建物所有者が一旦回収したのち容器管理委員会へ回収を依頼。後日、容器管理委員会が回収した。
- ・立入検査時に敷地内において放置ボンベを発見。ボンベの定期交換時に車両に積載しきれなかったため、放置していた。